

第二次下野市男女共同参画プラン 進捗状況報告書【全事業】

令和3年3月31日現在

基本目標 I あらゆる分野において女性が活躍できる環境づくり

施策の方向 I-1 男女が共に働き続けられる職場づくりへの支援

プランの内容				令和2年度			5年間 (H28~R2)	
施策	施策内容	事業	担当課	事業の内容	男女共同参画の視点から工夫・配慮した点、現状値	担当課評価	総合評価	評価理由
(1) 均等な雇用機会と待遇の確保	雇用機会や待遇についての男女平等の確保のため、「男女雇用機会均等法」などの勤労に関わる法と制度の定着が図られるよう、企業等への普及・啓発を図ります。	企業や事業主等への「男女雇用機会均等法」の周知	市民協働推進課 商工観光課	【市民協働推進課】 ホームページのキーワード集に男女雇用機会均等法の概要を掲載している。 広報紙コラム6月号「ハラスメントにNO!」では、職場におけるハラスメント対策の義務化を周知した。 職場における男女共同参画と女性活躍推進等を認定要件とする「令和2年度下野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所」を市内事業所へ周知した。	令和2年6月の均等法・育児介護休業改正法の施行に基づき、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等の防止対策の義務化等に関する情報を発信した。 市の制度周知にあわせて法改正に関する資料を同封することで、各事業所に規則の更新や慣習に関して意識するよう促した。	A	◎	令和2年度よりスタートした認定制度の周知により、事業者に対するアプローチを強化した。 今後は、栃木労働局との共催により説明会を開催するなど、連携を強化し対策に当たられるよう、調整している。
		公共職業安定所等との連携による相談対応	商工観光課	商工観光課窓口に関係するチラシを設置し、周知を図った。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、チラシの配布を予定していた会議等が中止となったため、来庁者に対する周知のみに留まった。	直接事業者と関わる部署が少ない中で、事業者に対して制度等を周知したことは評価できる点である。ただし、本課においても関わりがある事業者は限られているので、市内事業者に広く周知する方法については課題が残る。	B	○	
(2) 男女の能力が活かせる職場環境の整備	意欲ある男女がその能力を十分に活かせる職場環境の整備を促進するため、企業や事業主等に対する情報提供・啓発活動に努めるとともに、各種表彰制度や認定制度の取得に向けた支援を行います。	職場における慣習的な男女差別意識改善のための啓発活動の推進	市民協働推進課 商工観光課	【市民協働推進課】 職場における男女共同参画と女性活躍推進等を認定要件とする「下野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定制度」第一回認定を実施した。認定事業所の募集案内は、市入札参加資格者名簿登録事業者のほか、商工会、立地企業連絡協議会等を通じて周知した。 ・認定証交付式 日程：10月16日 対象：市内8社11事業所 認定期間：令和2年10月～令和5年9月	令和3年度認定の募集を3月に開始したことにあわせ、令和2年度認定事業所やその取組内容を、チラシとホームページ等で周知した。	A	◎	優先調達制度とあわせた運用により、特に建設業分野において積極的に制度を利用いただいた。 認定制度の申請を目指すことで、社内規程や慣行の見直しに繋げることができるよう案内した。
		両立支援等助成金制度等の周知	商工観光課	商工観光課窓口に関係するチラシを設置し、周知を図った。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、チラシの配布を予定していた会議等が中止となったため、来庁者に対する周知のみに留まった。	直接事業者と関わる部署が少ない中で、事業者に対して制度等を周知したことは評価できる点である。ただし、本課においても関わりがある事業者は限られているので、市内事業者に広く周知する方法については課題が残る。	B	○	
		両立支援推進のための情報提供	商工観光課	商工観光課窓口に関係するチラシを設置し、周知を図った。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、チラシの配布を予定していた会議等が中止となったため、来庁者に対する周知のみに留まった。	直接事業者と関わる部署が少ない中で、事業者に対して制度等を周知したことは評価できる点である。ただし、本課においても関わりがある事業者は限られているので、市内事業者に広く周知する方法については課題が残る。	B	○	
		各種表彰制度や認定制度の啓発・情報提供	商工観光課	商工観光課窓口に関係するチラシを設置し、周知を図った。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、予定していた会議等が中止となったため、来庁者に対する周知のみに留まった。	直接事業者と関わる部署が少ない中で、事業者に対して制度等を周知したことは評価できる点である。ただし、本課においても関わりがある事業者は限られているので、市内事業者に広く周知する方法については課題が残る。	B	○	

プランの内容				令和2年度			5年間 (H28~R2)	
施策	施策内容	事業	担当課	事業の内容	男女共同参画の観点から工夫・配慮した点、現状値	担当課評価	総合評価	評価理由
(3) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた市民への普及・啓発	市民に向けて、ワーク・ライフ・バランスの考え方や具体的な取組方法等についてわかりやすく情報提供するセミナーの開催や事例紹介を行います。	ワーク・ライフ・バランスに関連するセミナー・講座等の実施	生涯学習文化課	【生涯学習文化課】 市民協働推進課で実施予定のため事業実績なし。 【市民協働推進課】 例年実施している男女共同参画のつどいinしもつけ(テーマ:家族のコミュニケーション)及び男女共同参画推進セミナー(テーマ:性の尊重)は感染症拡大防止のため中止となった。 ワーク・ライフ・バランス推進については情報紙の発行、事業所認定制度の周知で対応。	【市民協働推進課】 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、集客を行うイベントを中止とした。 今後はオンライン開催など、人の流れに配慮した実施手法を取り入れる必要がある。 R1市民アンケート結果 ・ワーク・ライフ・バランスの内容について「知っている」34.0% ・男女共同参画講演会・映画会の認知度10.2%	-	○	
		働く人や企業・事業主に対する仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しについての普及・啓発	商工観光課	商工観光課窓口に関係するチラシを設置し、周知を図った。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、チラシの配布を予定していた会議等が中止となったため、来庁者に対する周知のみに留まった。	直接事業者と関わる部署が少ない中で、事業者に対して制度等を周知したことは評価できる点である。ただし、本課においても関わりがある事業者は限られているので、市内事業者に広く周知する方法については課題が残る。	B	○	
		ワーク・ライフ・バランスの取組事例の紹介	市民協働推進課	広報しもつけ12月号表紙と2月発行の男女共同参画情報紙シェアリング25号、10月にオンライン開催となった産業祭ホームページで、令和2年度に認定を受けた下野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所8社11事業所を紹介し、市ホームページに主な取組内容を掲載した。 立地企業連絡協議会会員および入札参加資格業者を中心とした市内の350事業所と、2つの商工会を通じて認定事業所情報を周知した。	令和3年度認定事業所募集とあわせて周知することで、取組意欲の醸成に努めた。 取組事例を掲載している「しもつけ女性活躍応援ガイドブック」は、法改正による改訂を要するため、栃木労働局と連携を視野に準備を進めている。	A	◎	新規事業となるワーク・ライフ・バランス推進事業所認定制度についてスタートし、事業所を認定できている。
(4) 農業・商工自営業におけるパートナーシップの促進	農業や商工自営業における慣習的な性別役割分担意識の改善と、女性の地位や収入の確保を図るための啓発活動、研修の実施および相談体制の充実を図ります。	女性の地位や収入の確保を図るための啓発活動、研修・相談の実施	農政課 商工観光課	【農政課】 農村生活研究グループ協議会の活動において、地域農村女性としての意識高揚と資質向上を図るために事業を実施した。 女性の地位確保のため、女性農業委員登用の要望活動を行った。 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、以下事業は中止となった。 ・しもつけかんびょうまつり ・料理講習会	新型コロナウイルス感染拡大の影響によるイベント等の中止が相次ぎ、協議会の活動も制限されたが、ホームページでの協議会事業の紹介や要望活動を通して、地域農村女性としての意識高揚と資質向上を図ることができた。	A	○	
				【商工観光課】 ①商工会会員を対象にICT講習会(パソコン講座等)を開催した。 ・受講者33名 うち女性受講者19名 約57.6% ②関係チラシを商工観光課窓口を設置した。	①ICT講習会については、開催時間や講習内容を個人の希望に合わせて対応するなど工夫した。 ②チラシでの周知を通して、啓発を行った。	A	◎	ICT講習会の女性受講者も多く、基本的なパソコン操作を習得することで、社会的な地位や収入の向上の目的に大いに寄与したと思われる。
		農業者世帯における家族経営協定の締結の普及促進	農業委員会	農業を営む家族内で文書による明確な取り決めを行うことにより、男女の労働貢献の意義を認識することを促し、男女共同参画の意識改革を促した。 ・令和2年度家族経営協定締結実績 新規1件	新規就農者や農業後継者に対する周知や、これまで締結した世帯に対しても実情に合う内容の見直しを推進することにより、男女共同参画の意義の認識を促した。	A	○	
(5) 女性のチャレンジ・再チャレンジへの支援	就労や地域での活躍など、女性がいつまでもチャレンジできる環境を整えるため、キャリアアップのための情報提供を行うとともに、就業に関する相談事業を実施します。	ハローワークのマザーズコーナー等との連携による女性の就業支援の実施	商工観光課	商工観光課窓口に関係するチラシを設置し、周知を図った。	チラシの配布を通して啓発を行った。	B	○	
		女性起業家創業資金制度を活用した女性の起業に向けた支援	商工観光課	しもつけ創業塾において制度概要を説明した。制度のパンフレットを商工観光課窓口を設置した。 ・女性起業家創業資金融資実行件数 3件	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、チラシの配布を予定していた会議等が中止となったため、来庁者に対する周知のみに留まった。	B	◎	創業意欲のある女性起業家に対して実行される本融資制度は、女性の社会活動の多様なあり方に寄与していると評価できる。

施策の方向 I-2 意思決定の場への女性の参画拡大

プランの内容				令和2年度		5年間 (H28~R2)		
施策	施策内容	事業	担当課	事業の内容	男女共同参画の観点から工夫・配慮した点、現状値	担当課評価	総合評価	評価理由
政策決定への促進	女性の視点を反映させ、市の政策や方針決定の過程への男女共同参画を推進するため、審議会・委員会等への女性委員の登用を促進します。また、市職員の管理職等についても、公正・公平な能力評価により積極的に女性の登用を図ります。	審議会・委員会等への女性参画比率目標の設定による女性登用の促進	市民協働推進課	下野市審議会等委員選任指針に基づいて、各種委員の選任にあたって女性委員の割合の目標を30%としている。本プランにおける目標値は40%。	目標を達成できるよう配慮し、審議会等委員の選出においては、できる限り男女比率に偏りが出ないように呼び掛けた。 令和2年4月1日現在、審議会等における女性の登用状況は34.3%。	B	△	プラン目標の40%には届かなかったものの、市の選任指針に定めた目標30%や県内市町平均を下回ることはなかった。現在性別に偏りのある審議会等も、委員を選出する母集団の男女比が均等になるにつれて、改善が見込まれる。
(2) 企業や団体における方針決定への男女共同参画の促進	職場内での固定的な性別役割分担意識の改善や企業を支える貴重な人材として女性の能力の適切な評価に基づき、方針決定の過程への男女共同参画が図られるよう、ポジティブアクションの実施について企業や団体への啓発活動を推進します。	企業や団体における男女共同参画促進のための啓発	市民協働推進課 商工観光課	【市民協働推進課】 ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定制度の認定チェックシートに、男女共同参画に関する項目を設定し、取組を促した。 新型コロナウイルス感染症対策のため、男女共同参画のつどいinしもつげは中止とし、代替事業を実施した。 ・下野市だれもが輝く男女共同参画標語コンテスト ・令和2年10月中実施（標語作品募集） ・市内在住、在学、在勤者対象 ・計26名より65作品の応募あり	事業所認定制度は、女性がいない職場や、男性と比べて女性が少数である職場にも取り組んでいただいている。認定事業所のうち、とくに建設業において、女性の現場職への雇用について前向きに検討されている様子がうかがえた。	B	○	
			市民協働推進課 商工観光課	【商工観光課】 商工観光課窓口に関係するチラシを設置し、周知を図った。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、チラシの配布を予定していた会議等が中止となったため、来庁者に対する周知のみに留まった。	直接事業者と関わる部署が少ない中で、事業者に対して制度等を周知したことは評価できる点である。ただし、本課においても関わりがある事業者は限られているので、市内事業者に広く周知する方法については課題が残る。	B	○	
		市民協働推進課 商工観光課	【市民協働推進課】 「下野市女性活躍応援ガイドブック」を男女共同参画パネル展で設置配布した。 ・6/1(月)~6/30(火) 市役所1階市民ロビー	事業所・事業主向けに、男女共同参画情報紙シェアリング19号（イクボス特集）と併せて掲示した。 イベント中止に伴い、配布のタイミングが減少した。	B	○		
		市民協働推進課 商工観光課	【商工観光課】 商工観光課窓口に関係するチラシを設置し、周知を図った。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、チラシの配布を予定していた会議等が中止となったため、来庁者に対する周知のみに留まった。	直接事業者と関わる部署が少ない中で、事業者に対して制度等を周知したことは評価できる点である。ただし、本課においても関わりがある事業者は限られているので、市内事業者に広く周知する方法については課題が残る。	B	○		
(3) 地域活動での方針決定への男女共同参画の促進	地域活動やボランティア活動などの方針決定に際して、男女共同参画を推進するための啓発活動を推進するとともに、女性もリーダーとして積極的に参画できるように情報や研修の機会を提供します。	若手女性リーダーの養成・研修機会の提供	生涯学習文化課	栃木県総合教育センターが主催する「家庭教育支援プログラム指導者研修」の案内を関係者へ周知したところ、市民を含め6名の参加があった。また、家庭教育支援チームに対しては、活動の際、市が各団体との調整役を担うなどの連携・支援を行った。	主催者が作成したチラシを各施設で配布したほか、関係者への周知を行った。男性も女性も参加しやすいよう、職員が同行する等の配慮をした。	B	○	
		自治会を対象とした出前講座の実施	市民協働推進課	まちづくりリクエスト講座として自治会等からの希望に応じて出前講座を行っており、「生涯学習情報誌エール」にて募集している。 10月の産業祭における令和2年度ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定証交付式において、参加者や事業者に対し出前講座の周知を実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症対策のために産業祭がオンライン開催となったため、実施しなかった。 令和2年度開講実績なし。	-	-	△	実施希望がなく、コロナ禍において自治会の催しも減少しているため、今後も状況の変化にあわせて周知啓発を要する。
(4) 農業・商工自営業における経営への男女共同参画の促進	農業や商工自営業における経営方針決定等への女性の参画を促進するため、各種研修会の実施や交流・情報交換の機会づくりなどを積極的に推進します。	農業や商工・自営業経営への男女共同参画に関する研修会の実施や意識改革のための啓発活動	農業委員会 農政課 商工観光課	【農業委員会】 家族経営協定や農業簿記の実施により、女性が積極的に農業経営に参加を促し、農業経営における男女の労働貢献の意義を再確認し、男女共同参画の意識改革を促した。 令和2年度家族経営協定締結実績 新規1件	農業簿記の適正化を推進するために、男女問わず経営に参画する意識改革を促した。 家族経営協定を推進することにより、男女共同参画の意識改革を促した。	A	○	
			農政課	経営改善計画の申請・更新を行う際の相談・指導および家族経営協定締結者の役割分担や休日等労働条件の見直しを行った。また、研修会等を通じて農業技術・経営管理の習得による能力向上を図った。 ・下野市認定農業者連絡協議会視察研修会 11/18 6名 11/20 13名 11/27 9名	経営改善計画の新規申請や更新、家族経営協定の相談・指導の際に意識の啓発を行った。	A	○	
			商工観光課	【商工観光課】 商工観光課窓口に関係するチラシを設置し、周知を図った。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、チラシの配布を予定していた会議等が中止となったため、来庁者に対する周知のみに留まった。	直接事業者と関わる部署が少ない中で、事業者に対して制度等を周知したことは評価できる点である。ただし、本課においても関わりがある事業者は限られているので、市内事業者に広く周知する方法については課題が残る。	B	○	

施策の方向 I-3 男女が共に担う地域社会づくりへの支援

プランの内容				令和2年度		5年間 (H28~R2)		
施策	施策内容	事業	担当課	事業の内容	男女共同参画の観点から工夫・配慮した点、現状値	担当課評価	総合評価	評価理由
(1) 地域活動への男女共同参画の促進	男女が共に地域活動やボランティア活動、PTA活動などに参画できるように、意識・環境づくりを進めます。	地域活動における性別役割分担の見直しの促進	市民協働推進課	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画パネル展 (6/1~30) 市役所1階市民ロビーで、固定的性別役割分担意識等に関する啓発パネルを展示。感染症対策のため庁舎以外での展示を取り止め、Twitterでパネル内容を掲載した。 男女共同参画情報紙「シェアリング」発行 8月、2月に各19,000部発行し、各戸および市内中学生に配布、公共施設及び協力事業所に設置、配布した。 第24号：オンリーワンの人生をデザインしよう (ワーク・ライフ・バランスとライフデザインについて特集) 第25号：New ライフスタイル！ (コロナ禍における休日の過ごし方や育休について特集) 	<p>幅広い年齢層にわかりやすいテーマを取り上げている。シェアリングでは、ゲーム形式の紙面にするなど、中学生が読みやすいよう心掛け、市民参加型の啓発を行っている。</p> <p>【令和元年度市民アンケート】 「自治会等の地域活動の場において男女平等となっている」29.0% 平等感は20歳代に多いものの、地域活動への参加率は各年代で最も低い。</p>	A	○	
(2) 団体活動の促進と連携	男女が共に自己実現を果たすため、団体活動を支援するとともに、団体間の更なる連携を促進します。	女性の自主的活動の支援と団体間の連携支援	生涯学習文化課	<ul style="list-style-type: none"> 家庭教育支援チームの会議に職員が同席するほか、各学校の家庭養育学級でチームが講師を務める際には、学校との調整役を担った。 文化活動の振興及び文化団体相互の連絡協調。 	研修に参加する際には、男性も女性も参加しやすいよう、職員も同行する等の配慮をした。文化協会の会員は8割が女性であり、自主的かつ積極的に参加している。	B	○	
(3) 男女が共に参画する安全な地域社会づくり	地域の防災・防犯活動が固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女双方の参画が促進されるよう、働きかけます。	自主防災組織への参画	安全安心課	<ul style="list-style-type: none"> 自治会長会議での説明 市ホームページでの広報活動 	新規設置団体に対して、男性と女性をバランスよく役員とするよう助言した。男女を区別することなく平等に活動することができた。	B	○	
		地域防犯活動への参画	安全安心課	<ul style="list-style-type: none"> 自主防犯団体との連携強化 防犯講話の実施 地域安全メールによる情報発信 	自主防犯団体との連携を密にし、男女問わず積極的な見守り活動の実施を支援した。コロナでパトロールや安全教室の実施ができなかったことから、防犯講話において特殊詐欺等の被害に遭わないよう教授した。男女を区別することなく平等に活動することができた。	B	○	

基本目標Ⅱ 女性の活躍を支える基盤づくり

施策の方向Ⅱ-1 男女の活躍を支える子育て支援サービスの充実

プランの内容				令和2年度			5年間 (H28~R2)	
施策	施策内容	事業	担当課	事業の内容	男女共同参画の視点から工夫・配慮した点、現状値	担当課評価	総合評価	評価理由
(1) 子育て支援事業の充実	共働きや核家族の増加、多様な就業形態に対応しつつ、次代を担う子どもたちを健やかに育てていくため、ニーズに対応した子育て支援事業の充実を図ります。	民間で組織・運営している保育所や学童保育に対する支援	こども福祉課	保育園の一時預かり事業や延長保育事業、特別な支援が必要な児童の受け入れ、病後児保育事業など様々な事業に補助金を交付している。	保護者が様々な保育事業を利用し、安心して子どもを預けられる環境となるよう、経済的な面で保育園を支援した。	A'	○	
		低年齢児童の受け入れ態勢の充実	こども福祉課	学童保育室では学年の制限を設けず、保護者の就労などにより保育に欠ける児童の預かりを実施している。	保護者が安心して就労等ができるよう、学童保育室を実施した。	A	○	
		学童保育、0歳児保育、障がい児保育など、多様なニーズに対応した保育事業等の促進	こども福祉課	待機児童の発生しやすい0歳児については、保育士等の確保に努め、受け入れ枠の拡大を図った。障がい児についても、保育士の確保を図り、受け入れ態勢の強化を図った。	多様なニーズに対応する保育事業を実施することで、保護者が安心して働けるよう支援した。	A	○	
		ファミリー・サポート・センター事業の充実	こども福祉課	子育ての援助を受けたい「依頼会員」と、援助を行いたい「提供会員」による、子育てを支えあう会員組織の運営と会員数の増加を図った。 ・提供会員数65名 依頼会員数265名 両方会員4名	保育園や学童保育室ではカバーできない時間帯の預かりや習い事の送迎などを実施し、保護者が安心して就労等をできるよう支援した。	A	○	
(2) 子育てに関する情報提供・相談体制の充実	市で実施している子育て支援事業が必要な人に適切に利用されるよう、情報提供や相談体制の充実を図ります。	子育てに関する情報の発信	こども福祉課 健康増進課	【こども福祉課】 ライフステージごとの子育て相談窓口一覧をホームページ等に掲載するなど、子育てに関する相談体制の周知に努めた。 子育てハンドブックの内容を更新のうえ、妊娠届時等に配布した。	子育てハンドブックの文や挿絵を男女共同参画に配慮して掲載した。 男女関係なく、活用方法について説明した。	A	○	
				【健康増進課】 母子手帳発行時、母子保健事業や相談先の案内を情報提供した。	母子手帳発行時に、父子手帳を用いて父親の育児参加、保健事業の参加を促し、参加時は父子手帳に記録した。	A	○	
		地域子育て支援センター、児童館、保健福祉センター等における相談体制の充実	こども福祉課	下記施設において相談体制の充実を図った。 ・地域子育て支援センター総利用者数 つくし：3,720人、みるく：7,857件、 ゆりかご：11,820件 ・地域子育て支援センター相談者件数 つくし：187件、みるく：362件、 ゆりかご：363件 ・児童館利用者数 南河内：7,239人、石橋：3,173人 駅西：4,868人、姿西：266人、 国東：2,802人	父親の事業参加を図るため、父子で参加するイベントの実施などを検討した。	A	○	
	利用者支援事業の実施	こども福祉課	利用者支援事業を担当する子育て支援員が、市内の各保育園、幼稚園、子育て支援センター、児童館で実施している親子教室等へ出向き、子育て相談を実施した。 乳幼児健診へ出向き、パンフレット配布等を行い、子育て相談を実施した。	こども福祉課窓口だけでなく、各施設に出向き相談を行うことで、より多くの方にきめ細やかな情報提供を行うことができた。	A	○		

プランの内容				令和2年度			5年間 (H28~R2)	
施策	施策内容	事業	担当課	事業の内容	男女共同参画の観点から工夫・配慮した点、現状値	担当課評価	総合評価	評価理由
(3) 父親参加の子育てに向けた支援の推進	子育てにおける男性の参加を促進するため、男性の意識改革を促進するとともに、両親共に参加する講座を提供し、家庭内の子育て環境づくりを支援します。	父子手帳の配布と活用による意識啓発の推進	健康増進課	母子手帳発行時に配布している父子手帳に、父親が保健事業に参加した際に参加記録を残すよう促し、子育て参加の意識啓発を行った。	父子手帳を用いて父親の育児参加を促した。県作成の父子手帳が廃止となったが、父親の育児参加を促すため市で購入・配布した。	A	○	
		両親学級、子育て支援講座等への父親参加の促進	健康増進課 生涯学習文化課	【健康増進課】 妊娠届出時、電話相談時に両親学級の参加を促した。 父親の参加人数：30人 母親の参加人数：44人 両親学級では父親の役割を説明し、妊婦体験、抱っここの仕方等の体験を実施した。	参加した妊婦の75%が、子の父親同伴で参加している。体験を多く取り入れることで、意識を高めることができた。 新型コロナウイルスの関係で、教室運営について検討が必要。	A	○	
				【生涯学習文化課】 子育ての悩みの解消や、親子の絆を深めることを目的として、児童と保護者を対象にした家庭教育講座を開催した。 ・国分寺公民館 「家族で楽習」 回数：1回 14名(2回中止) ・石橋公民館 「わくわくどきどき親子体験2020」 回数：0回 0名(6回中止) ・南河内公民館 「おなかいっぱい！元気いっぱい！あったか親子」 回数：0回 0名(3回中止) ・南河内東公民館 「こどもと一緒にものづくり」 回数：0回 0名(4回中止)	【公民館】 各公民館で工夫を凝らし、母親に限定することなく、父親、祖父母の参加もあり、温かい親子関係、家族で触れ合いのできる楽しい講座内容とした。	A	○	
		「育児・介護休業法」や「育児・介護休業制度」等の周知	市民協働推進課 健康増進課 商工観光課	【市民協働推進課】 ・男女共同参画情報紙「シェアリング」発行8月、2月に各19,000部発行し、各戸および市内中学生に配布、公共施設及び協力事業所に設置、配布した。 第24号：オンリーワンの人生をデザインしよう（ワーク・ライフ・バランスとライフデザインについて） 第25号：New ライフスタイル！（コロナ禍における休日の過ごし方や育休について） ・広報しもつけ8月号コラム 育児、介護休業に関するハラスメントの防止について ・法改正に関する事業所への案内 市内350事業所に、育児・介護休業法改正に関する厚生労働省作成の資料を送付した。	育児・介護休業制度について市民に周知するとともに、制度を利用しやすい雰囲気醸成に努めた。	A	○	
				【健康増進課】 妊娠届出時に育児休業に関する情報提供を行った。	妊娠届出時には就労している女性が多く、子の父親も同席、または妊婦に代わって来庁することも多いため、直接父親に対して周知することができた。 子育てプランを作成する中で、育児休業について考える機会を設けることができた。	A	○	
				【商工観光課】 商工観光課窓口に関係するチラシを設置し、周知を図った。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、チラシの配布を予定していた会議等が中止となったため、来庁者に対する周知のみに留まった。	直接事業者と関わる部署が少ない中で、事業者に対して制度等を周知したことは評価できる点である。ただし、本課においても関わりがある事業者は限られているので、市内事業者に広く周知する方法については課題が残る。	B	○	

施策の方向Ⅱ-2 男女の活躍を支える介護サービスの充実

プランの内容				令和2年度			5年間（H28～R2）	
施策	施策内容	事業	担当課	事業の内容	男女共同参画の観点から工夫・配慮した点、現状値	担当課評価	総合評価	評価理由
(1) 介護・介助者の負担軽減のための支援の充実	自宅で介護・介助に携わる人の負担の軽減を図るため、介護・介助の仕方を学ぶ教室を開催するとともに、様々なサービスの提供に努めます。	家族介護支援事業（ほっと介護教室・介護者交流会等）の実施	高齢福祉課	・ほっと介護教室及び家族交流会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。 ・認知症家族介護者交流会は8回実施、延べ122名参加（6月-12月、3月で月1回開催）	職員及び参加者が性別に関わらず、話しやすく情報交換できる環境づくりに努めた。	A	◎	職員及び参加者の性別に関わらず、交流できる機会を作ることが出来た。
		高齢者福祉サービス、介護保険サービスの提供	高齢福祉課	各高齢者福祉サービスを実施。（配食サービス、紙おむつ購入券給付、高齢者外出支援事業、ねたきり老人等介護手当、安否確認・緊急通報システム貸与事業、徘徊高齢者等あんしんサービス、声かけふれあい収集事業）	男女にかかわらず全ての高齢者および介護者を対象に事業を継続して行っている。また、民生委員児童委員協議会にて事業の周知を行った。	A	○	
		家族支援（交流会、学習機会の提供等）の実施	社会福祉課	・精神障害者家族会を実施した。 ・こばと園通園児・保護者や支援者などを対象に研修会を実施した。新型コロナウイルス感染症対策のために受講者の人数制限を50人とし、話し合いは実施せず、講話のみ実施した。 「脳科学に学ぶ発達障害」 延べ参加者数：42名	母親のみではなく父親の参加を促すなど参加しやすい場づくりに努めた。交流の場を提供することにより、情報交換を行うことができた。	A	○	
		障害福祉サービス等の提供	社会福祉課	在宅障がい者を対象に、身体介護、家事援助、通院介助などのサービス給付を実施した。 利用者数：1,202名	男女問わず在宅介護者の負担を減らすため、適正なサービス給付を行った。男性恐怖症の相談者には女性、女性恐怖症の相談者には男性がそれぞれ対応した。	A	○	
(2) 介護・介助に関する情報提供・相談体制の充実	市で実施している介護サービスや障害支援サービスが必要な人に適切に利用されるよう、情報提供や相談体制の充実を図ります。	介護サービス等に関する情報の発信	高齢福祉課	介護制度改定案内を、ホームページ掲載および通知により周知した。 介護保険制度のお知らせチラシを作成した。	男女にかかわらず、高齢者であれば対象になる制度であることを意識し、チラシ作成の際、性別の偏りがないように周知した。 性別にかかわらず、制度内容をわかりやすく周知することができた。	A	○	
		地域包括支援センター等における相談体制の充実	高齢福祉課	継続して、地域包括支援センターへの来所相談、訪問相談等で積極的な相談支援を実施し、関係機関との連携の強化を図った。 高齢者人口増加による相談件数の増加、複雑多様な相談、困難事例に対応していく相談体制の充実のため、増員に向けて検討を行い、R3年度より1名増加する方向になった。	様々な機会を通して、総合相談窓口である当センターについての周知を図った。 より分かりやすく、より利用しやすいように地域包括支援センターの紹介チラシの修正を行った。 継続して土日の相談対応や、専門職を配置など、相談支援体制の充実を図った。	A	○	
		障害福祉サービス等に関する情報の発信	社会福祉課	サービスに関する情報発信のため、保健・福祉ガイドブックを作成した。サービス利用の申請があった方には、制度詳細のチラシを作成し情報提供した。	対象者に合わせたチラシを活用し、分かりやすい情報発信に努めた。	A	○	
		障がい者相談支援センター等における相談体制の充実	社会福祉課	障がい者相談支援センターにて、障がい者本人およびその家族、地域住民等からの障がいに関する相談に対応するための相談窓口を社会福祉課に開設し、男女の保健師・相談員により相談対応している。 また、障がい者相談支援センターでは土曜日にも相談窓口を開設している。 相談件数：4,308件	相談内容・相談者のニーズに応じて、男女の保健師・相談員にて対応した。 また、相談者の年齢・環境・相談内容に配慮し、様々な相談方法をとれるよう配慮した。	A	○	

施策の方向Ⅱ-3 困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備

プランの内容				令和2年度			5年間 (H28~R2)		
施策	施策内容	事業	担当課	事業の内容	男女共同参画の観点から工夫・配慮した点、現状値	担当課評価	総合評価	評価理由	
(1) ひとり親家庭や生活困窮者等に対する支援の充実	ひとり親家庭や貧困など、生活上の困難に直面する男女に対し、国や県との連携のもと、情報の提供や相談を行うとともに、就労・学習などの機会を提供するなど、自立に向けた支援を行います。	ひとり親家庭に対する相談体制の充実	こども福祉課	ひとり親家庭等への様々なサービスに関する情報を適宜提供のほか、個々のケースに応じて相談支援を実施した。 ・ 婦人相談（離婚・養育費・DV相談等） ・ ひとり親支援相談（生活全般） ・ 母子父子寡婦福祉資金の貸付・案内等 ・ 就学援助制度やひとり親家庭医療費助成制度の案内等	社会資源の情報提供や相談業務を通して、ひとり親家庭の生活の安定と向上、子どもの健全な成長に繋がるよう支援した。	A	○		
		ひとり親家庭に対する就労支援の実施	こども福祉課 社会福祉課	【こども福祉課】 児童扶養手当受給者に対して、就労支援事業の周知・啓発に努めるとともに、ハローワーク等関係機関と連携を図りながら、効果的な就労支援事業を施した。 ・ 高等職業訓練促進給付金 2名 ・ 自立支援教育訓練給付金 0名 ・ JR通勤定期乗車券割引制度 10名	就労やキャリアアップにつながる学習機会を提供し、自立に向けた支援を実施した。	A	○		
				【社会福祉課】 こども福祉課にて対応のため実績なし	-	-			
		生活困窮者に対する相談体制の充実	社会福祉課	生活困窮者自立相談支援事業及び家計改善支援事業を社会福祉協議会に委託し、生活に困窮した方からの幅広い相談について対応した。 特に就労に関する相談については、この事業において就労支援員（男性1名）を雇用し、ハローワーク（担当者女性2名）と連携しながら早期就労に向け積極的に支援を行っている。 ・ 相談延べ件数 2,029件 ・ 就労者数 21人	生活困窮者自立相談支援事業及び家計改善支援事業は男性2名（うち社会福祉士1名）、女性1名（精神保健福祉士）の3名体制で実施しており、女性特有の相談についても対応可能となっている。 また、新型コロナウイルス感染症により相談者が増加していることから、令和3年度から新たに女性相談員1名を追加雇用することになっている。	A	◎	相談体制を充実するため必ず女性相談員を配置し、男女問わず相談しやすい環境づくりを心掛けた。	
		生活困窮者等の子どもに対する学習支援の実施	社会福祉課	生活困窮世帯等の中学生に対しNPO法人を活用した支援により、学習する習慣および復習の大切さの指導をすることができた。中間・期末テスト、夏休みの課題補助の支援および高等学校進学に向けた進学準備を実施することができた。 ・ 参加延べ人数 1,651人	男女を問わず、生活困窮者等の子どもに対する学習支援に努めることができた。	A	◎	各学年バランスよく参加者を募ることができるようになり、実績は年を追うごとに積み重ねられていった。R2年度においては全員第一志望に合格し、新たな高等学校生活を始めることができた。	
(2) 高齢者が安心して暮らせる環境の整備	高齢者が家庭や地域で安心して暮らせるよう、介護予防に取り組むとともに、生きがいを持って活躍できるよう、就業機会や社会活動への参加機会を提供します。	介護予防事業の充実	高齢福祉課	地域ふれあいサロンで、「しもつけ元気はつらつ体操」、健康運動指導士を派遣しての「筋力向上プログラム」は継続し、集団教室で開催予定であった「脳力アップトレーニング」も開催した。また、新規事業として「地域リハビリテーション活動支援事業」を開始し、リハビリテーションや介護予防に関する専門職の講話を行った。地域ふれあいサロンや老人クラブの参加者を対象にすることで、より多くの市民に機会を提供することができた。	男女とも参加しているサロンが多いため、男女両方に参加してもらうことができた。	A	○		
		シルバー人材センターや公共職業安定所等と連携した高齢者の就労機会の充実	高齢福祉課 商工観光課	【高齢福祉課】 広報でシルバー人材センターの会員募集を行ったほか、シルバー人材センターに関するチラシやパンフレット等を各関係機関等窓口にも配布し、多くの方への周知に努めた。	割合が低い女性の会員の増を図るため、女性会員向け講習会や退会抑制のための事業などを予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により未実施となった。	A	○		
				【商工観光課】 商工観光課窓口に関係するチラシを設置し、周知・啓発を図った。	さらに効果的な啓発手法を検討し、啓発先企業の制度理解を深める。	B	○		
		高齢者の社会活動への参加機会の充実	生涯学習文化課	高齢者の社会参加・地域参加を促すため、高齢者対象の講座を開催した。 ・ 国分寺公民館「寿大学」回数：3回 延べ参加者114名（3回中止） ・ 石橋公民館「グリム大学」回数：3回 延べ参加者23名（5回中止） ・ 南河内公民館「ゆうがお大学」回数：2回 延べ参加者22名（6回中止） ・ 南河内東公民館「ゆうがお大学（吉田教室）」回数：3回 延べ参加者22名（5回中止）	【公民館】 各公民館で工夫を凝らし、毎回異なるテーマ・内容の講座であり、男女の別なく興味をもって、心身ともに健康で充実した生活を送れるようなプログラムとした。 また、講義形式の講座に加え、体験学習をする時間帯を設けるよう工夫したため、積極的にかかわる受講者が増えた。なお、南河内東公民館では隣接する保育園児と交流し、世代を超えて接する場を設けた。	A	○		

プランの内容				令和2年度			5年間 (H28~R2)	
施策	施策内容	事業	担当課	事業の内容	男女共同参画の観点から工夫・配慮した点、現状値	担当課評価	総合評価	評価理由
(3) 障がいのある人が安心して暮らせる環境の整備	障がいのある人が家庭や地域で安心して暮らせるよう、就業の機会や社会活動への参加機会を提供します。	障がい者の就労機会の確保と充実	社会福祉課 商工観光課	【社会福祉課】 障がい者の一般就労に向けた支援として、一般就労に向けた訓練の場を提供するため就労移行・継続・定着支援事業のサービス給付を実施した。 ・就労移行支援事業 延べ利用者数：79名 ・就労継続支援A型事業 延べ利用者数：482名 ・就労継続支援B型事業 延べ利用者数：1,540名 ・就労定着支援事業 延べ利用者数：23名	男女問わず、一般就労に向けた訓練の場の提供に努めた。	A'	○	
				【商工観光課】 商工観光課窓口に関係するチラシを設置し、周知・啓発を図った。	さらに効果的な啓発手法を検討し、啓発先企業の制度理解を深める。	B	○	
		障がいのある人の社会活動への参加機会の充実	社会福祉課	地域・仲間との交流を目的に、知的障がい者を対象とした青年サークル活動を実施した。また、聴覚障がい者への社会参加支援として、手話通訳者等の派遣を行った。 ・派遣数 40件	障がいのある人の社会参加の機会を促す支援を提供することができた。	A'	○	
				社会福祉課	障がい者相談支援センターと社会福祉課それぞれに、障がい者の差別解消に関する相談窓口を設けた。また、下野市障がい者差別解消支援地域協議会を開催し、差別事案や差別解消に向けた取組みについて協議した。相談実績はないものの、相互連携の重要性について確認した。	関係機関と連携を図り、各個別の要望に即した相談対応ができるよう環境整備に努めた。	A	○
(4) 外国人が安心して暮らせる環境の整備	市内で生活する外国人に対し、文化・言語・価値観の違いにより困難を抱えることがないよう、情報提供体制や相談体制を充実します。	多言語による情報提供の充実	市民協働推進課	【市民協働推進課】 災害発生時等、国や県より発信された安全に関する情報や問い合わせ先を、市ホームページにおいてふりがな表記のあるやさしい日本語で発信した。 市内事業者に対し、外国人の就業状況について照会し、感染症対策情報を該当言語で周知した。 【総合政策課】 市ホームページは、無料の翻訳サイトを使った機械翻訳方法を掲載しており、多言語での閲覧が可能。	【市民協働推進課】 多言語での感染症対策情報の提供を行い、外国語話者を含めより多くの市民に周知できるよう配慮した。 【総合政策課】 言語の違いにより外国人が困難を抱えることがないように、必要な最新情報を各言語で得られるサイトへの誘導等もあわせて行った。	A	◎	来庁者が希望する言語で対応できる職員の各課への派遣のほか、翻訳機器の導入、機械翻訳機能を用いた多言語でのホームページの情報発信などを取り入れている。
		外国人向けの相談体制の整備	市民協働推進課	国際交流協会の翻訳機の貸出が可能な旨各課周知し、各課にて活用した。別途、市民課、こども福祉課にて翻訳機を導入した。また、その言語で会話可能な職員が通訳している。要望に応じて、外務省等で提供する各国語資料について案内した。	「従業員向けに、〇〇語の資料が欲しい」等の相談に応じ、各種資料を案内・提供した。	A	○	
		日本語教室の実施	市民協働推進課	国際交流協会において、ボランティア講師が市内および近隣市町に住む外国人に日本語を教えている。 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和2年度は全ての教室を中止した。	-	-	◎	令和元年度時点で開催回数231回、延べ受講者数1,841名であり、開催回数、参加者人数ともに年々増加してきていた。
(5) 性同一性障がい者等が安心して暮らせる環境	性同一性障がい者等が地域で安心して暮らしていけるよう、様々な機会を通じて啓発に努めるとともに、あらゆる場において配慮した対応を行います。	性同一性障がい者等に関する啓発、情報・学習機会の提供	市民協働推進課	【市民協働推進課】 男女共同参画週間パネル展において、LGBT等に関するパネルを展示した。 期間：6月1日（月）～6月30日（火） 場所：市役所1階市民ロビー、Twitter 【生涯学習文化課】 市民人権講座において、多様な性のあり方（LGBT）に関する講座を1コマ実施した。 ・12/3「性別で見る多様性と人権」 講師：公益財団法人人権教育啓発推進センター 特任講師 飯田亮瑠氏	【市民協働推進課】 感染症対策のため庁舎以外での展示を取り止め、Twitterでパネル内容を掲載した。 TwitterでのLGBTに関するパネルの閲覧数は1,805回。 【生涯学習文化課】 講座終了後のアンケート用紙では、性的マイノリティの方に配慮し、「男性」「女性」の欄を削除している。	A	○	
		窓口業務等における性同一性障がい者等に配慮した対応の実施	市民課	住民票記載事項証明については、本人の希望により性別の記載の有無を選択して発行する。 令和元年度より、印鑑証明書の性別欄を削除し、旧氏の記載が可能となっている。	当事者が相談しやすいよう、対応に漏れのないよう普段から意識している。今年度対象となる相談実績はなし。	A'	○	

施策の方向Ⅱ-4 性別や年代に応じた心身の健康づくりへの支援

プランの内容				令和2年度			5年間 (H28~R2)	
施策	施策内容	事業	担当課	事業の内容	男女共同参画の観点から工夫・配慮した点、現状値	担当課評価	総合評価	評価理由
(1) 生涯にわたる女性の健康管理・母子保健医療等の充実	母性の保護や生涯にわたる女性の健康・健全な生活の確保のため、女性特有の症状や病気、性に関する病気等に対応した知識の普及や健康診査、母子保健医療等の充実を図ります。	骨粗しょう症や更年期障害、子宮がんや乳がんなど、女性に特有の症状・病気、性に関する病気等の正しい知識の普及	健康増進課	新型コロナウイルス感染拡大に伴い、乳幼児健診実施方法の見直しにより、9か月児健診が中止となったため、9か月児健診での普及啓発は実施できなかった。 子宮頸がん・乳がん検診の受診勧奨や健診結果の中にチラシを同封し、女性特有の病気の予防に関する普及啓発に努めた。	9か月健診中止に伴い、計画どおりの普及啓発はできなかったが、健診結果書へチラシを同封することで、普及啓発ができた。女性の健康づくりのため、女性特有の症状や病気、性に関する病気等に対応した知識の普及を行うことができた。	A	○	
		女性に特有の症状・病気、性に関する病気等の健康診査の充実	健康増進課	新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言が発令されたことにより、集団検診実施回数が28回へ減となった。28回のうち女性限定日は7日、託児付き検診日は11回設定した。 乳がん検診受診率：24.3% 子宮頸がん検診受診率：13.2% 集団検診の実施回数が減ったことが受診率低下に影響していると考えられる。	コロナ禍により受診率は大幅に低下してしまったものの、各種検診の実施と女性限定日や託児付き検診日の設定により、女性が受診しやすい環境づくりに努めた。これらの検診日は感染防止に配慮しながら、予定通り実施することができた。	A	○	
		女性に特有の症状・病気、性に関する病気等の健康相談・助成体制等の充実	健康増進課	特定不妊治療52件、人工授精37件、不育症1件の助成を行った。 また、特定不妊治療について年齢制限の引き上げや助成回数の拡充を行った。	窓口来庁者に対して、男性不妊治療も含めた助成制度の説明を行った。男性不妊治療分を上乗せした助成を1件行った。	A	○	
		妊産婦に対する健康診査や健康教育・指導など、母子保健対策・助成等の支援体制の充実	健康増進課	母子手帳発行時に妊婦健診・産婦健診受診券を発行し妊産婦期の健康管理について説明した。	県外等の産院についても受診できるよう手続きを案内、病院と密に連携した。妊娠届出時に専門職が面接することで、健康管理の意識を高めることができた。	A	○	
		リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及・啓発	健康増進課	思春期講座については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、集団講話は実施なし。そのため、小学生には命の大切さ、自分や他者を大切にすること、中学生には自己決定の大切さ、性感染症についての知識を普及するために、リーフレットを作成・配布し、性と生殖に関する健康について啓発を行った。 また妊産婦を対象に、安全な妊娠出産ができるよう、妊産婦健診、産後健診受診券の発行や、妊娠出産子育て期の切れ目ない支援を行っている。	望まぬ妊娠による身体的・精神的リスクを回避するため、互いの性を知り、正しい知識を持ったうえで、自らの行動を決めることができるような内容のリーフレットを配布した。思春期世代の子供たちに、継続的に教育の場を提供することができた。	A	○	
		男女の性差を理解するための学習・啓発活動の充実	健康増進課	思春期講座については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、集団講話は実施なし。そのため、小学生には命の大切さ、自分や他者を大切にすること、中学生には自己決定の大切さ、性感染症についての知識を普及するために、リーフレットを作成・配布し、啓発活動を行った。	リーフレットにおける啓発により、互いの性を理解し、互いを尊重できる内容にした。各学校の協力の元、計画どおりに実施することができた。	A	○	

プランの内容				令和2年度			5年間 (H28~R2)	
施策	施策内容	事業	担当課	事業の内容	男女共同参画の観点から工夫・配慮した点、現状値	担当課評価	総合評価	評価理由
(2) 健康診査の充実	男女に関わらず、生涯を通じて健康を保持できるよう、健康診査の充実を図ります。	特定健診・特定保健指導の実施	健康増進課 市民課	【健康増進課】 緊急事態宣言に伴い、集団検診・結果説明会の一部中止となったことが、参加者減少に影響していることが考えられる。 ・動機付け支援 77人 ・積極的支援 9人	参加しやすいように、グループ指導ではなく個別指導に変更して実施した。継続して生活習慣改善が出来るよう、評価までの中間期間に送付する支援レターの内容を工夫して送付した。 集団健診受診者の特定保健指導実施率と比較して、個別医療機関受診者の特定保健指導実施率が低いため、個別医療機関と連携、受診者へ積極的な勧奨を行った。	A	○	
				【市民課】 国民健康保険の加入者へ受診券を発送し、市が行う集団検診か、かかりつけ医での個別検診を選択して受診できるように、小山地区医師会等と契約し、市民の健康増進の一助となるように努めている。	土日の検診の実施や、女性限定日の設定、検診実施中に託児所を開設をすることで、就業者や女性が受診しやすいよう配慮した。また、40歳代から50歳代の健診受診率が低いため、受診勧奨通知に年代別のメッセージを載せて通知した。	A	○	
		ヤング健診の実施	健康増進課	集団検診で20~39歳の市民を対象としたヤング健診を実施した。 回数：28回 受診者：436人 ヤング健診の受診率を上げるため、ヤング健診未受診者に対し、受診勧奨ハガキを送付した。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言により、集団検診実施回数が28回へと減となった。	女性限定日や託児付き検診日、土日の検診日を設け、受診しやすい環境づくりに努めた。また、未受診者への受診勧奨を行い、健診受診率の向上に努めた。	A	○	
(3) 保健指導の充実およびスポーツの推進	疾病予防に留まらない保健指導を充実させるとともに、市民総スポーツ“ひとり1スポーツ”の推進による健康づくりを推進します。	ライフステージに合わせた保健指導の実施	健康増進課	各種教室や健診結果説明会、健康相談時に、対象者の生活に合わせた健康づくりの方法を提案した。	年齢や性別に応じたライフステージを考慮し、ライフスタイルの聞き取りを行いながら、その人に合った生活習慣病予防法を伝えた。計画通り実施することができた。	A	○	
		生涯スポーツの推進	スポーツ振興課	活動のきっかけとなる各種スポーツ教室を開催し、スポーツに親しむ機会を提供した。 ・総合型地域スポーツクラブ業務委託によるスポーツ教室（6回） ※例年開催している各種スポーツ教室、練習会、大会については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止。	子どもから高齢者まで男女問わず、多くの市民が参加できるように配慮するとともに、幅広い層から参加の促進を促すため、広報紙、ホームページだけでなく、スポーツ関係団体への案内、市内公共施設へのチラシの設置を行うほか、協力いただける民間施設への案内掲示を行った。	A'	○	

基本目標Ⅲ 男女共同参画の実現に向けた意識づくり

施策の方向Ⅲ-1 男女共同参画に関する教育・啓発や意識・機運づくり

プランの内容				令和2年度		5年間 (H28~R2)		
施策	施策内容	事業	担当課	事業の内容	男女共同参画の視点から工夫・配慮した点、現状値	担当課評価	総合評価	評価理由
(1) 男女平等を推進する学校教育の推進	男女がそれぞれの個性を活かしながら、能力をのばし、相互に理解しあえる人間の育成をめざす教育を推進するため、各教科や特別活動等とおして、男女が互いに協力し尊重し合う態度を養うとともに、適切な指導が可能となるよう教職員に対する啓発を進めます。	男女共同参画の視点に立った教科・教育内容の充実	学校教育課	下野市役所で、市人権教育全体研修会を実施した。 参加：市内小・中学校教職員 15名	下都賀教育事務所の指導主事を講師に迎え、様々な人権問題に対する現状や求められる指導についての理解を深める中で、男女共同参画への意識を高められるようにした。	A	◎	教職員が当事者意識を持って研修に臨めるよう、講話、グループ協議、授業研究会等、様々な形態で実施した。研修会では、コロナ禍における問題や性に関する問題などを取り上げ、現状の様々な状況に対応できるようにした。令和2年度の研修会にて「様々な人権問題への理解を深められた」と回答した教員の割合は100%となった。
		性別にとらわれないキャリア教育の実施	学校教育課	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、集合研修は行わず、市内小・中学校のキャリア教育担当者への伝達を実施した。 対象：市内小・中学校教職員 15名 各学校のキャリア教育全体計画に基づき、実態に応じて地域の方や様々な業種の方とふれ合う場を設けた。	指導内容が進路指導や職業指導に偏重することなく、児童生徒が自己有用感や自己肯定感を高めていけるようにキャリア教育を推進していくことを確認した。地域の方や様々な職種の方々を講師に依頼する際には、性別に関係なく児童生徒のキャリア育成に必要な人材を選出した。	A	◎	今後もキャリア教育を推進していくとともに、男女が互いに協力し、尊重し合える態度の育成を図っていく必要がある。
		学校における教職員の男女平等の推進	学校教育課	各種主任や学級担任の配置だけでなく、三役（校長・教頭・教務主任）の男女比を意識した配置を行った。	各学校においては、性別に関係なく個人の能力や特性を生かせるよう校務分掌への配置を行っている。市内15校で三役を務める女性は23名おり、割合は約51%と半数を超えた。	A	◎	性別が影響することなく適切な教員の配置がなされている。校務分掌においても、性別に関係なく、教職員一人ひとりの個性や能力に応じて配置がなされている。
(2) 男女共同参画に関する情報提供、啓発活動の推進	男女共同参画の正しい理解を促すため、様々な機会を活用した情報提供や啓発イベント、講座などの意識啓発の機会を設けるとともに、市民との協働による啓発事業などの取組を展開します。	男女共同参画に関するフォーラム・シンポジウム等の開催	市民協働推進課	新型コロナウイルス感染症対策のため、男女共同参画のつどいinしもつけ及び男女共同参画推進セミナーは中止とし、代替事業を実施した。 ・下野市だれもが輝く男女共同参画標語コンテスト ・令和2年10月中実施（標語作品募集） ・市内在住、在学、在勤者対象 ・計26名より65作品の応募あり ・最優秀賞の2作品はエコバッグに印刷し、応募者全員と妊娠届出をした市民に配布。	性別にとらわれず、だれもが個性や能力を発揮できる社会を目指して、必要だと感じることや心がけたいことをテーマに標語を募集した。若年層が参加しやすいよう、中高生の部（12名参加）と一般の部（16名参加）の2部門を設けた。	A	○	
		広報、ホームページ、パンフレット等による啓発	市民協働推進課	広報しもつけにおいて、男女共同参画コーナーで年6回コラムを掲載し、継続的啓発に努めた。 年2回、男女共同参画情報紙を発行した。（各19,000部） ・8月発行第24号 オンリーワンの人生をデザインしよう ・2月発行第25号 New ライフスタイル！	広報しもつけにおいて、時事を取り入れたコラムを隔月で掲載し、男女共同参画の啓発を実施した。また、市民より公募した男女共同参画情報紙編集委員とともに、情報紙発行により広い年齢層に向け多角的な視点からの男女共同参画の啓発に取り組んだ。	A	○	
		男女共同参画週間を活用した啓発活動の実施	市民協働推進課	広報しもつけ（6月号）で、男女共同参画週間特集記事を掲載し、市内各戸に配付した。男女共同参画週間パネル展を実施した。 期間：6月1日（月）～6月30日（火） 場所：市役所1階市民ロビー、Twitter 周知：ホームページ、広報、メール配信	感染症対策のため庁舎以外での展示を取り止め、Twitterでパネル内容を掲載した。下野インフォメーション（メール配信）によるパネル展周知：対象者1,046名 Twitterでのパネル啓発：総インプレッション数（7/14までの総閲覧数）13,101回	A	○	
		市民の意識調査の定期的な実施	市民協働推進課	第三次男女共同参画プラン作成のため、令和元年10月に市民調査を実施しており、令和2年度は調査実施なし。次回調査は令和7年度実施予定。		-	◎	市内事業所の女性従業員を対象としたヒアリング調査を新たに実施した。職場環境や制度の整備が進んでいても、実際は忙しくて休むことが躊躇われる等の意見を抽出できた。

プランの内容				令和2年度			5年間 (H28~R2)	
施策	施策内容	事業	担当課	事業の内容	男女共同参画の視点から工夫・配慮した点、現状値	担当課評価	総合評価	評価理由
(3) 人権と性の尊重意識の醸成	市民が人権や性に対する正しい理解と意識を持てるよう、小中学生に対する性に関する正しい教育を実施するとともに、広く一般市民に対する人権意識を啓発する事業を展開します。	人権や性の尊重に関する学習機会の充実	学校教育課 生涯学習文化課	【学校教育課】 下野市役所で、市人権教育全体研修会を実施した。 参加：市内小・中学校教職員 15名	下都賀教育事務所の指導主事を講師に迎え、様々な人権問題に対する現状や求められる指導についての理解を深める中で、男女共同参画への意識を高められるようにした。	A	◎	毎年研修会を実施し多くの教職員の参加を得ることで、様々な人権問題や近年多様化する人権問題への広い理解につなげることができた。令和2年度の研修会で校内での伝達研修を計画していると回答した教員の割合は100%となった。
		発達段階に応じた性教育の充実	学校教育課 健康増進課	【学校教育課】 (1)人権教育講演会の開催 日時：12月19日(土) 参加者：102名 内容：「いつも何かにときめいていよう～人と人のつながり ささえあいの中で～」 講師 藤田弓子氏 (2)市民人権講座の開催(全4回) ①日時：12月3日(木) 参加者：22名 内容：「性別で見る多様性と人権」 講師：公益財団法人人権教育啓発推進センター特任講師 Diveinnon代表 飯田亮瑠氏 ②日時：12月11日(金) 参加者：29名 内容：「多様性が豊かさとなる未来へー私たちが今、できることとは」 講師：特定非営利活動法人 青少年自立援助センター 定住外国人支援事業部 多文化コーディネーター 平野なるみ氏 ③日時：12月15日(火) 参加者：21名 内容：「人権が尊重された社会を目指して」 講師：下都賀教育事務所ふれあい学習課 高山康代氏 ④日時：12月17日(水) 参加者：24名 内容：「先住民族アイヌの歴史・現在と人権」 講師：宇都宮大学地域デザイン科学部 若園雄志郎 准教授	今年度については、特段、男女共同参画に重点を置いたテーマとはならなかったが、毎年、広く市民に対して人権意識を啓発するため、昨今の社会課題となっている様々な人権問題に焦点をあて、講演会・講座を実施している。	A	○	
				【学校教育課】 各学校の性に関する指導計画に基づき、保健や学級活動の授業で、養護教諭が関わりながら授業を実施している。また、健康増進課による「思春期講座」や、団体「えがおのたまご」による「いのちのおはなし」の出前事業を市内小学校で実施した。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、保護者の参観は見送った。	性別や発達段階を配慮した指導を心掛けている。	A	◎	各学校の性に関する指導計画の見直しが進められたり、性に関する授業を保護者に参観してもらう場を設けたりすることで、性に関する指導の充実を図ることができた。
				【健康増進課】 思春期講座については、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、集団講話は実施なし。そのため、小学生には命の大切さ、自分や他者を大切にすること、中学生には自己決定の大切さ、性感染症についての知識を普及するために、リーフレットを作成・配布し、啓発活動を行った。	リーフレットにより、発達段階に応じた性に対する正しい知識・理解が得られるようにした。各学校の協力の元、計画どおりに実施することができた。	A	○	
		人権週間を活用した啓発活動の実施	市民協働推進課	下野市人権擁護委員会との連携により、12月に市人権擁護委員会が市内小中学校全校を訪問。いじめ等をテーマにした人権講話や花の贈呈を実施し、啓発物資を配布した。また、街頭啓発は感染症対策のため中止とした。	人権擁護委員の講話により、対象児童・生徒に分かりやすいような内容で実施した。コロナ禍においても、集会でなく放送にするなど、啓発機会を持てるよう配慮いただいた。	A	○	
		(4) あらゆるメディアにおける女性の人権を尊重した表現等の定着化の促進	映像や書物、インターネット等メディア上の表現について、身近な社会生活の上からも厳しい目で判断・選択し、人権を尊重した表現等の定着化を促進するため、学習機会や啓発活動を推進します。	メディア・リテラシー向上のための学習機会の提供や啓発活動の推進	学校教育課 市民協働推進課	【学校教育課】 情報モラル啓発リーフレットを市内小・中学校全児童生徒に配付した。11月25日(水)緑小学校にて下野市情報教育研修会を開催し、情報モラルを扱った授業研究会を実施した。年2回、下野市情報教育研究会を開催し、情報モラル教育を含む情報教育の推進について方向性を確認した。	各学校において、発達の段階に応じた情報モラル教育が推進されるよう、各学校の教職員の意見を取り入れながら進めている。	A
公的刊行物や庁内文書に関する不適切な表現の積極的是正と、遵守すべき基準の周知	総合政策課 全課			【市民協働推進課】 11月の女性に対する暴力をなくす週間に併せて、栃木県作成のポスター、「AV出演強要・JKビジネス等被害防止カード」を石橋高校生徒に配付。SNS利用等の注意喚起を行った。同カード及び市作成の啓発カードを公共施設内トイレ等に設置した。 「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」について、男女共同参画推進本部会議への啓発をはじめ、全庁組織である広報委員会委員への周知を図った。	県の担当課と調整し、県立高校に対しても性暴力被害防止等に関する周知を実施することとした。 「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」は、第三次男女共同参画プランの策定に伴い内容の見直しを行った。	A	○	
				【総合政策課】 広報紙等の公的刊行物やホームページ等において「男女共同参画の視点からの広報ガイドライン」等を活用し、適切な表現やイラストを用いて掲載している。 【議事課】 市議会が発行している「議会だより」の編集委員改選に伴い、編集委員会で「男女共同参画の視点からの広報ガイドライン」を配布し、男女共同参画の視点から適切な表現に配慮するよう徹底した。	【総合政策課】 男女両方を対象者とした表現を使うよう心がけ、広報紙やホームページ等を作成するよう配慮している。 【議事課】 公的刊行物においては、固定観念にとらわれないよう常に対象者として男女双方を想定し、文章表現やイラスト等に配慮した。	A	○	

プランの内容				令和2年度			5年間 (H28~R2)	
施策	施策内容	事業	担当課	事業の内容	男女共同参画の観点から工夫・配慮した点、現状値	担当課評価	総合評価	評価理由
(5) 男女の自立を支える教育・学習機会の充実	家庭や地域における固定的な性別役割分担意識を見直すとともに、男女が共に協力し、自立できる社会づくりをめざし、各種教育・学習機会の充実を図ります。	男性の生活習慣自立等のための講座等の実施	健康増進課 生涯学習文化課	【健康増進課】 食生活改善推進員の指導のもと、男性を対象に家庭でも手軽に作れる主食・主菜・副菜のそろった減塩メニューの調理実習をゆうゆう館で開催した。(今年度は新型コロナウイルス感染予防の影響で3回実施)	男性参加者のスキルに合わせた指導を実施した。	A	◎	参加者アンケートより、「教室で習得したメニューを家庭で実践している。何回か参加したことで自信がついた。料理は大変だと思っていたが、手軽にできるメニューを教わり好きになった。」などの意見が多く聞かれ、事業の目的を達成している。
				【生涯学習文化課】 男性の生活習慣自立等のための講座を実施した。 ・国分寺公民館「男のエクササイズ」 回数：4回(2回中止) 延べ参加者数：59名 ・南河内公民館「復活！男の台所」 回数：0回(5回中止) 延べ参加者数：0名	【公民館】男同士で運動や料理を行うことで、受講者の一体感を醸成している。自分たちで作った料理を会食しながら講座を振り返り、意見交換することで、仲間づくりや外出機会の創出を支援しているが、「復活！男の台所」はコロナの影響で全て中止。	B	○	
		女性の学習・就業のための講座等の実施	生涯学習文化課	女性の学習・就業のための講座等を計画したが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い中止した。 ・石橋公民館「ままなび・サロン」 回数：4回(4回中止) 延べ参加者数：0名	-	-	○	
		生涯学習・啓発のための冊子・パンフレットの発行	生涯学習文化課	生涯学習文化課、公民館、図書館、生涯学習情報センター、市役所各課の学習情報を掲載した「生涯学習情報誌エール」を発行し、市内全戸配布した。	性別に関わらず参加しやすい内容の講座を企画したほか、男性の地域参画や女性向けの家庭教育講座等、あえて対象を限定し、男女それぞれの課題に応じた講座を企画した。	A	○	
		男女が家庭生活を営むために必要な知識・技能等を習得する家庭科教育の推進	学校教育課	令和3年度からの新学習指導要領の実施に伴い、中学校の家庭科年間指導計画(案)を作成した。担当指導主事が各中学校の家庭科担当教員への訪問指導を行った。	年間指導計画の作成にあたり、他教科との関連や小中一貫教育との関連について記載する欄を設け、系統性等を踏まえた指導の充実を図った。 令和2年度とちぎっ子学習状況調査の質問紙調査「自分は家族の大切な一員だと思う」の肯定的回答の割合は、平成31年度時点の目標値88.9%に対し、87.7%に留まっている。家庭科の授業だけでなく、他教科等との関連を図りながら家族の一員としての意識を高めるための工夫が必要である。	A'	○	

施策の方向Ⅲ-2 男女間のあらゆる暴力の根絶

プランの内容				令和2年度			5年間 (H28~R2)	
施策	施策内容	事業	担当課	事業の内容	男女共同参画の観点から工夫・配慮した点、現状値	担当課評価	総合評価	評価理由
(1) DV防止対策と被害者への支援	「下野市配偶者等からの暴力対策基本計画」に基づき、DVに関する一層の広報・啓発を図るとともに、関係機関との連携のもと、被害者の立場に立ったきめ細やかで切れ目のない支援を行います。	家庭、地域、職場、学校における啓発の充実	市民協働推進課 全課	<ul style="list-style-type: none"> ・11月の「女性に対する暴力をなくす運動」にあわせ、DVの相談機関やDV防止のための国・県作成ポスターを掲示するほか、窓口や市内公共施設や医療機関、県立高校で啓発カードを配布。 ・Twitter、ホームページ、メール配信で、新たに開設された「DV+」や「キュアタイム」等の相談窓口を周知した。 ・市役所1階市民ロビーで、DVに関するパネル展示を行った。 期間：6/1~30、11/12~25 ・広報紙11月号およびポスターで「女性の人権ホットライン強化週間」の周知を行った。 ・婦人相談、女性相談、母子家庭等の相談体制を広報とホームページ、子育てハンドブック等に掲載した。 	11月の運動期間にあわせて新たに啓発コーナーを設置。来庁者にパープルリボンや相談先を記載した啓発カードを設置配布した。内閣府設置の相談窓口が増えたことから、医療機関において新たに周知協力を依頼し、啓発カードを設置いただいた。	A	○	
		DVに関する相談体制の充実	こども福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口で関連パンフレットを配布した。 ・婦人相談・女性相談・母子家庭等の相談体制を広報とホームページ、子育てハンドブックに掲載した。 ・家庭相談員、母子自立支援員兼婦人相談員、保健師を配置し、相談体制を確保するとともに、専用電話による相談（女性相談DVホットライン）を受け付け、DV被害者が相談しやすい体制とした。 ・母子自立支援員兼婦人相談員2名体制で対応した。 相談業務 平日9:00~17:00 DV相談新規受付件数：46件 (うち専用電話相談：7件) 	相談員には女性を配置し、不在の場合でも保健師等、女性職員が対応し、相談しやすい環境づくりに配慮した。来庁相談の際は、プライバシー保護や安心・安全に相談ができるよう、個室で実施した。	A	○	
		被害者の保護体制の充実	こども福祉課 安全安心課 高齢福祉課	【こども福祉課】 必要時、とちぎ男女共同参画センターの助言を仰ぎながら、ケース支援に取り組むとともに、下野警察署やNPO法人と連携して被害者の安全確保に努めた。	関係機関と連携を図ることで、被害者の迅速な支援や追跡防止を徹底している。	A	○	
				【安全安心課】 窓口、消費生活センター等でDV被害が疑われた場合、必要に応じて関係機関への案内を行う。 令和2年度は、消費生活センターでは対象となる相談実績なし。	消費生活相談中、DV被害が疑われた場合には、こども福祉課等に繋ぎ、迅速な支援を図っていく。被害者支援のため、関連各課と連携しがとれる相談体制となっている。	-	○	
				【高齢福祉課】 関係機関と連携し、高齢者施設への入所および短期入所に繋ぎ、本人の安全確保に努めている。	性別に関係なく誰でも被害者になり得ることを理解した上で、被害者の状況に合わせた保護の方法を検討している。	A	○	
				【こども福祉課】 母子生活支援施設や関係機関と連携し、被害者の自立に向けての相談体制や支援体制の充実を図った。	関係機関と連携を図ることで、自立に向けての支援を図ることができた。	A	○	
		被害者の自立支援の充実	こども福祉課 社会福祉課 市民課 学校教育課	【社会福祉課】 必要に応じて各課と情報共有を行う。 令和2年度対象となる相談実績なし。		-	○	
				【市民課】 被害者の申請に応じ、第三者への証明書発行を制限することで、被害者が安心して生活を再建できるよう支援した。 住基システム上、支援措置の表示をすることによって、庁内他課との情報共有を図る。	被害者からの申請に対して最大限の配慮をし、適切に処理している。 担当が不在の際には、グループ員がマニュアルに基づき受付できた。	A'	○	
				【学校教育課】 直接関わりが必要となった案件はなかったが、関係課や関係諸機関との連絡を密にし、情報の収集に努めた。	こども福祉課をはじめとする関係課との情報共有の場を積極的に設けることで連携の強化を図る。	A	◎	関係課や関連諸機関との連携を強化してきたことで、児童生徒への迅速な支援や被害防止に努めることができた。

プランの内容				令和2年度			5年間 (H28~R2)	
施策	施策内容	事業	担当課	事業の内容	男女共同参画の視点から工夫・配慮した点、現状値	担当課評価	総合評価	評価理由
(2) あらゆるハラスメントの取組の推進	職場や地域等におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等、あらゆるハラスメントを防止し、差別意識や無意識な慣習に根ざす肉体的・精神的な全ての暴力の根絶のため、人権の尊重や暴力を許さない社会意識の醸成に向けた啓発活動、意識改革のためのセミナーの実施等、社会全体での取組を推進します。	あらゆるハラスメントの防止のための労使双方の啓発・情報提供	商工観光課	【商工観光課】 商工観光課窓口に関するチラシを設置し、周知を図った。 【市民協働推進課】 広報紙コラム6月号「ハラスメントにNO!」では、職場におけるハラスメント対策の義務化を周知した。 下野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定制度では、ハラスメント対策の取組を認定の要素に含めている。	【商工観光課】 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、チラシの配布を予定していた会議等が中止となったため、来庁者に対する周知のみに留まった。 【市民協働推進課】 広報等を活用し、ハラスメント対策の取組が必要であることを労使ともに周知した。	A	○	
		ストーカーの防止に向けた警察との連携	安全安心課	下野警察署をはじめ、下野地区防犯協会連合会、自主防犯団体等と連携し、情報の共有化を図り、市民を対象とした安全教室や情報発信を実施している。	警察や関係団体との広報活動を通じて、男女を問わず情報発信活動を実施している。	B	○	

施策の方向Ⅲ-3 国際的な視点からの男女共同参画の推進

プランの内容				令和2年度			5年間 (H28~R2)	
施策	施策内容	事業	担当課	事業の内容	男女共同参画の視点から工夫・配慮した点、現状値	担当課評価	総合評価	評価理由
(1) 男女共同参画のための国際情報の収集と提供	国際的に広い視野を持って身近なところから男女共同参画を推進するため、様々な国際情報の収集と提供に努めます。	男女共同参画に関する様々な国際情報の収集と提供	市民協働推進課	担当課での情報収集・把握に留まり、情報提供の実績なし。	今後、広報や情報紙、ホームページ、イベント等での啓発展示にてテーマとして取り扱う。	-	△	広報紙コラムにジェンダーギャップ指数を取り上げ、H28発行の情報紙シェアリングには、市内在住の外国人への男女共同参画に関するインタビューを掲載し、国際的感覚を養うことを目指した。継続的な実施には至らなかった。
		父親支援事業など、国際的な先進事例に関する情報の収集と提供	市民協働推進課	担当課での情報収集・把握に留まり、情報提供の実績なし。	今後、広報や情報紙、ホームページ、イベント等での啓発展示にてテーマとして取り扱う。	-	×	国際的な先進事例について具体的な情報発信ができていない。
		国際的視野を持った地域リーダー養成のための学習機会の提供	生涯学習文化課	国際的視野を持った地域リーダー養成のための英語講座を実施した。 ・南河内公民館 青少年講座「挑戦! English Time 2020」 回数：5回（5回中止） 延べ参加者数：0名	-	-	○	
(2) 男女共同参画の視点からの国際交流の推進	国際的な動向や先進諸国の制度等について学び、国際的視野を広めるとともに多様な価値観を普及するため、国際交流を推進します。	国際交流活動の促進と支援の充実	市民協働推進課	新型コロナウイルス感染症の拡大をうけ、各種イベントは中止となり、ドイツとの交流のPRを実施できなかった。また、在住外国人との交流を目的としたティーパーティーも全て中止した。	令和2年度は中止となったが、例年、ティーパーティーでは老若男女が楽しめる内容に工夫しているほか、各種イベントにおいて小物やお菓子の販売など、手に取りやすく、興味関心を持ちやすい物品販売から、ドイツとの交流をPRしている。	-	○	
		国際交流員や外国語指導助手等との交流活動の促進	市民協働推進課 学校教育課	【市民協働推進課】 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、全ての事業を中止した。 【学校教育課】 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止とした。	-	-	◎	国際交流員の発想や思いと交流活動の実現を両立させるべく、対話と相互理解により事業を実施している。
		姉妹都市との交流事業の促進	市民協働推進課	姉妹都市であるドイツ連邦共和国ディーツヘルツタル市との交流事業を実施し、異文化に触れ、次代を担う青少年の国際的視野を広めている。 令和2年度に予定していた中学生海外派遣事業（3年に1度）ならびに姉妹都市締結45周年記念訪問団受入事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、令和3年度以降へ延期とした。	中学生相互派遣を延期としたことにより、参加の機会を逃してしまった市内の中学3年生全生徒に、市の国際交流について紹介する冊子とドイツの文具（蛍光ペン）を配付した。平成29年度開催時は、ホストファミリーの受入環境を考慮し、男女共に参加の機会が確保されるよう配慮している。	A'	○	外国語指導助手との交流の場を設けたことで、児童生徒の外国語に対する興味関心をより高めることができた。男女混合での班編成やグループでの活動により、お互いが協力して活動することができた。